

## トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）支給決定通知書

年 月 日

殿

労働局長 印

年 月 日付けで支給申請のあったトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）について、下記のとおり支給することを決定したので通知します。

なお、偽りその他不正の行為によってトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）の支給を受けた場合は、支給した当該助成金の全部又は一部を返還していただきます。

### 記

支給決定番号	第 号
支給決定年月日	年 月 日
支給決定金額	円
備考	

#### (注意事項)

- 偽りその他不正の行為により助成金の支給を受けた場合や支給すべき額を超えて助成金の支給を受けた場合等は、支給した助成金の返還を求めます。
- 支給した助成金について、事後的に調査を実施する場合があります。
- 提出した関係書類の原本や写し等は、支給決定日の翌日から起算して5年間保存してください。
- 支給した助成金は、政治資金規正法第22条の3第1項に定める寄附制限の例外（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの）に該当するものとして判断しています。

※ 寄附制限の例外に該当しない場合、当該助成金の支給決定通知を受けた日から1年間、政治活動に関する寄附をすることができません。

(支給様式第2号) (H31.4.1改正)

## トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）不支給決定通知書

年 月 日

殿

労働局長 印

年 月 日付けで支給申請のあったトライアル雇用助成金（一般トライアルコース）について、下記の理由により支給しないことに決定したので通知します。

記

不支給決定の理由	
備考	



## トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)支給決定取消及び返還通知書

年 月 日

殿

労働局長 印

貴殿は、下記の理由に該当すると認められますので、令和 年 月 日付けで貴殿に対して行った支給決定のうち、下記の金額に係る部分の支給決定を取り消し、期限までの返還を求めますので通知します。

### 記

1. 返還金額 金 円

2. 理由

( )

3. 返還の期限 年 月 日

4. 注意事項

(1) 取消の事由が不正受給の場合は、助成金を受給した日の翌日から起算して返還を終了する日までの期間において年3分の延滞金、当該返還金額の2割に相当する額が請求されます。

また、支給を取り消した日から起算して5年間、雇用関係助成金は支給されません(不正受給に係る請求金が納付されない場合は、時効が完成している場合を除き、納付日まで不支給措置期間が延長されます。)

(2) 取消の事由が不正受給の場合は、

- ① 現在、申請を行っている雇用関係助成金は不支給となります。
- ② 雇用関係助成金等を取り扱う関係機関に通知します。

## トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）不支給措置期間通知書

年 月 日

殿

労働局長 印

貴殿の行為は不正受給に当たるため、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第120条の2又は第139条の4並びに支給要領の規定に基づき、下記の期間（当該期間を経過しても不正受給に係る請求額を全額納付していない場合は、時効が完成している場合を除き納付した日まで）雇用関係助成金を支給しないこと、また、当該期間に申請が行われた助成金を支給しないこととしたので通知します。

記

助成金名	トライアル雇用助成金
コース名	一般トライアルコース
事業所番号	
対象事業主／対象事業所	
不支給措置期間	年 月 日 ～ 年 月 日